



# 熊本県公報

号外 第 1 3 号

平成 28 年 3 月 7 日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県職員の退職管理に関する条例	(人事課) 7
○熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	( // ) 8
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	( // ) 8
○熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	( // ) 8
○熊本県手数料条例等の一部を改正する条例	(財政課) 9
○熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例	(総務事務センター) 22
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課) 23
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 24
○熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課) 27
○熊本県高齢者障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例	( // ) 27
○熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課) 28
○熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	(高齢者支援課) 28
○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(障がい者支援課) 30
○熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(医療政策課) 33
○熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	( // ) 34
○熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例	( // ) 34
○熊本県国民健康保険財政安定化基金条例	(国保・高齢者医療課) 34
○熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	( // ) 35
○熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(環境立県推進課) 35
○熊本県消費生活センター条例	(消費生活課) 35
○熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例	(労働雇用課) 36
○熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(産業人材育成課) 36
○熊本県宅地建物取引業審議会設置条例を廃止する条例	(建築課) 36
○熊本県建築審査会条例の一部を改正する条例	( // ) 36
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課) 37
○熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例	(警察本部生活環境課) 37
○熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部組織犯罪対策課) 39

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県職員の退職管理に関する条例

- 1 職員の退職管理に関し、必要な事項を定めることとした。
  - (1) 再就職者（職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いていない者をいう。）のうち、国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職に離職した日の 5 年前の日より前の組織等に就いていた時、事務であって離職した日の 5 年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為に関する要求又は依頼をしないこととした。（第 2 条関係）
  - (2) 管理又は監督の地位にある職員の職に就いていた者は、離職後 2 年間、営利企業の地位等に就いた場合は、速やかに、任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととした。（第 3 条関係）
  - (3) (2) による届出を受けた各任命権者は、当該届出を受けた事項を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表することとした。（第 3 条関係）

2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、1 (2) は、同日以後に離職した職員について適用することとした。

◇ 熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の失職事由の特例を刑の全部の執行を猶予された場合に限ることとした。(第 5 条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第 5 条関係)
- 3 この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇ 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の 4 条例について、地方公務員法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。【第 1 条】
  - (1) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 (第 1 条関係)
  - (2) 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例 (第 1 条関係)
  - (3) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例 (第 1 条関係)
  - (4) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (第 1 条関係)
- 2 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正【第 2 条】人事行政の運営の状況に関し、任命権者が知事に報告しなければならない事項から職員の勤務成績の評価の状況を削り、当該事項に職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加えることとした。(第 3 条関係)
- 3 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 2 は、平成 28 年度以後の年度における人事行政の運営の状況に関して行う報告について適用することとした。(附則第 2 項関係)

◇ 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

- 1 退職手当の調整額の引上げ改定を行うこととした。(第 6 条の 3 関係)
- 2 退職手当の調整額の第 7 号区分について、勤続期間が 24 年以下の退職者に対しても支給することとした。(第 6 条の 3 関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第 7 条、附則第 28 項、附則第 34 項、附則第 36 項関係)
- 4 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、3 は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県手数料条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県手数料条例の一部改正【第 1 条】
  - (1) 新たに次の手数料を設けることとした。
    - ア 行政不服審査法の施行に伴うもの又は同法の施行を踏まえたもの
      - (ア) 行政不服審査法審査請求関係書類等交付手数料 (別表第 26 の 11 関係) 10 円ほか
      - (イ) 行政不服審査会書面等交付手数料 (別表第 26 の 11 関係) 10 円ほか
      - (ウ) 情報公開審査会資料等交付手数料 (別表第 26 の 11 関係) 10 円ほか
      - (エ) 個人情報保護審査会資料等交付手数料 (別表第 26 の 11 関係) 10 円ほか
      - (オ) 行政文書等管理委員会資料等交付手数料 (別表第 26 の 11 関係) 10 円ほか
    - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴うもの
      - (ア) 特定遊興飲食店営業許可申請手数料 (別表第 5 関係) 20, 800 円ほか
      - (イ) 特定遊興飲食店営業許可証再交付申請手数料 1, 100 円
      - (ウ) 特定遊興飲食店営業許可証書換え申請手数料 1, 400 円
      - (エ) 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料 8, 600 円ほか
      - (オ) 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料 11, 000 円ほか
      - (カ) 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料 11, 000 円ほか
      - (キ) 特定遊興飲食店営業変更承認申請手数料 9, 900 円
      - (ク) 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料 13, 000 円ほか
      - (ケ) 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付申請手数料 1, 100 円
      - (コ) 特定遊興飲食店営業営業所管理者講習受講手数料 1 時間につき 650 円
  - ウ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による農産物検査法の一部改正に伴うもの
    - (ア) 農産物検査登録検査機関登録申請手数料 150, 000 円
    - (イ) 農産物検査登録検査機関登録更新申請手数料 10, 100 円
    - (ウ) 農産物検査登録検査機関変更登録申請手数料 150, 000 円ほか
  - エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴うもの
    - (ア) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (別表第 26 の 1

- 2 関係) 5, 0 0 0 円ほか
- (イ) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (別表第 2 6 の 1 3 関係) 2, 5 0 0 円ほか
- (ウ) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 (別表第 2 6 の 1 4 関係) 5, 0 0 0 円ほか
- オ その他のもの
- (ア) 喀痰吸引等業務登録申請手数料 2, 4 0 0 円
- (イ) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (既存住宅分) (別表第 2 6 関係) 2 0, 0 0 0 円ほか
- (ウ) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (既存住宅分) (別表第 2 6 の 4 関係) 1 0, 0 0 0 円ほか
- (2) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請手数料について、その額を 2 3, 0 0 0 円ほかから 2 8, 0 0 0 円ほかに改定することとした。
- (3) (1)アの手数料について、経済的困難を理由に納付する資力がないと認めるときは、これらの手数料を減免できるとした。(第 6 条の 2 関係)
- (4) その他規定の整備及び関係法令の一部改正に伴う規定の整理を行うこととした。(第 2 条、第 3 条、別表第 2 関係)
- 2 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正【第 2 条】  
歯科技工士試験合格証明書交付手数料の経過措置を廃止することとした。(附則第 3 項関係)
- 3 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行することとした。
  - (1) 1 (4)の一部及び 2 公布の日
  - (2) 4 の一部及び 5 の一部 平成 2 8 年 3 月 2 3 日
  - (3) 1 (1)イ及び(4)の一部並びに 5 の一部 平成 2 8 年 6 月 2 3 日
- 4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第 2 項、附則第 3 項関係)
- 5 熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するとともに、所要の経過措置を定めることとした。(附則第 4 項、附則第 5 項関係)
- 6 1 (1)ア(ウ)から(オ)までの手数料の整備に伴い、関係条例の規定を整理することとした。(附則第 6 項一附則第 8 項関係)

◇熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例

- 1 刑法の一部改正により刑の一部の執行を猶予することができることとされたことに伴い、刑の一部執行猶予の言渡しを受けた者に係る退隠料、増加退隠料及び扶助料の支給に関する取扱いを定めることとした。(第 2 2 条の 2、第 2 9 条関係)
- 2 この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 県内の市町村長に対して本人確認情報を提供する事務及び本人確認情報を利用する県の事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う住民基本台帳法の一部改正により同法別表に追加された次に掲げる事務を除くこととした。(別表第 1、別表第 2 関係)【第 1 条】
  - (1) 県内の市町村長に対して本人確認情報を提供する事務として次に掲げる事務
    - ア 地方税法又は市町村の条例による市町村税の賦課又は徴収(市町村税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
    - イ 熊本県税条例による県税の賦課又は徴収(県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
    - ウ 熊本県産業廃棄物税条例による産業廃棄物税の賦課又は徴収(産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 本人確認情報を利用する県の事務として次に掲げる事務を加えることとした。(別表第 2 関係)【第 1 条】
  - (1) 出入国管理及び難民認定法第 1 9 条の 3 に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書を交付された者に対し、生活保護法に準じて行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
  - (2) 療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 県内の市町村長に対して本人確認情報を提供する事務として国土調査法による同法第 2 条第 1 項第 3 号の地籍調査に関する事務であって規則で定めるものを加

- えることとした。(別表第 1 関係) 【第 2 条】
- 4 本人確認情報を利用する県の事務として次に掲げる事務を加えることとした。  
 (別表第 2 関係) 【第 2 条】
- (1) 不当景品類及び不当表示防止法による同法第 4 条第 2 項の資料の提出の求め、同法第 6 条の命令又は同法第 9 条第 1 項の報告徴収、命令若しくは立入検査に関する事務であつて規則で定めるもの
- (2) 特定商取引に関する法律による同法第 6 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 7 条の指示、同法第 8 条第 1 項の命令、同法第 1 2 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 1 4 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 2 1 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 2 2 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 2 3 条第 1 項の提出の求め、同法第 3 4 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 3 8 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 3 9 条第 1 項から第 4 項までの資料の提出の求め、同法第 4 3 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 4 4 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 4 6 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 4 7 条第 1 項の命令、同法第 5 2 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 5 4 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 5 6 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 5 7 条第 1 項若しくは第 2 項の命令、同法第 5 8 条の 1 2 の指示、同法第 5 8 条の 1 3 第 1 項の命令、同法第 6 0 条第 2 項の調査、同法第 6 6 条第 1 項若しくは第 2 項(同条第 6 項においてこれらを含む。)の命令若しくは立入検査、同条第 6 項(同条第 6 項においてこれらを含む。)の命令又は同条第 4 項の報告の求めに關する事務であつて規則で定めるもの
- 5 知事以外の執行機関に対して本人確認情報を提供する事務として次に掲げる事務を加えることとした。(別表第 3 関係) 【第 2 条】
- (1) 公職選挙法による同法第 8 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 6 条の 4 第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項(漁業法第 9 4 条においてこれらを含む。)又は同条第 6 項若しくは第 8 項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの
- (2) 公職選挙法施行令による同令第 8 1 条(漁業法施行令第 9 条において準用する場合を含む。)による告示に關する事務であつて規則で定めるもの
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3 から 5 までは、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 県たばこ税  
紙巻きたばこ 3 級品に係る県たばこ税の税率の特例を廃止することとした。(附則第 8 条の 2 の 2 関係)
- 2 法人の県民税
- (1) 県民税の法人税割の超過課税について、適用期限を 5 年間延長することとした。(附則第 1 4 条関係)
- (2) 農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合の合併法人で特定のものに対する県民税の法人税割の超過課税の軽減措置の適用期限を 5 年間延長することとした。(附則第 1 6 条関係)
- 3 2 については公布の日から、1 については平成 2 8 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例

- 1 次のとおり 1 5 市町村について民生委員の定数を変更することとした。
- (1) 八代市 3 2 1 人→3 2 5 人
- (2) 水俣市 7 6 人→7 7 人
- (3) 玉名市 1 4 8 人→1 5 0 人
- (4) 山鹿市 1 5 0 人→1 5 1 人
- (5) 宇城市 1 4 9 人→1 4 8 人
- (6) 阿蘇市 8 6 人→8 7 人
- (7) 合志市 9 7 人→9 8 人
- (8) 菊池郡大津町 5 6 人→5 7 人
- (9) 菊池郡菊陽町 6 1 人→6 4 人
- (10) 阿蘇郡南小国町 1 4 人→1 5 人
- (11) 阿蘇郡高森町 2 9 人→3 1 人
- (12) 上益城郡嘉島町 2 1 人→2 3 人
- (13) 上益城郡益城町 6 2 人→6 3 人
- (14) 八代郡氷川町 3 7 人→3 8 人
- (15) 球磨郡山江村 1 6 人→1 8 人
- 2 この条例は、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特別特定建築物に追加する特定建築物に義務教育学校を加えることとした。(第

- 2 8 条関係)
- 2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

- 1 食肉衛生検査所が食鳥検査等を行う施設を、食鳥処理場及びこれに附属する施設（熊本市に所在するものを除き、知事が指定するものに限る。）とすることとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の 6 条例について、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備することとした。
  - (1) 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第 1 条】
  - (2) 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第 2 条】
  - (3) 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第 3 条】
  - (4) 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第 4 条】
  - (5) 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例【第 5 条】
  - (6) 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例附則第 4 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第 4 条の規定による改正前の熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例【第 6 条】
- 2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の関係規定を整理することとした。（附則第 2 項関係）

◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が障害者に対して通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所と、当該通いサービスを提供する事業所を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなすこととした。（第 150 条の 2、第 160 条の 2 関係）
- 2 その他規定の整備を行うこととした。（目次、第 96 条、第 97 条、第 111 条、第 150 条、第 160 条関係）
- 3 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の関係規定を整備することとした。（附則第 2 項関係）

◇熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 看護職員の免許の取得期限は、養成施設を卒業した日から 2 年を経過する日とするものとした。（第 7 条、第 8 条関係）
- 2 居宅サービス事業を行う事業所について、他の施設等において 3 年以上看護職員の業務に従事した後に当該事業所に従事することとする要件は、廃止することとした。（第 7 条関係）
- 3 介護保険法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第 7 条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3 は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 修学資金の貸与を受ける者は、大学の医学を履修する課程に在学する者とするものとした。（第 2 条関係）
- 2 通算して 1 年を超えて後期研修に従事した場合においても、当該後期研修に従事した期間中、指定病院等医師業務に継続して従事したものとみなすこととした。（第 7 条関係）
- 3 その他規定の整理を行うこととした。（第 8 条、第 9 条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第 3 条関係）

- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第3条関係)
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県国民健康保険財政安定化基金条例

- 1 熊本県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることとした。
  - (1) 基金の設置について定めることとした。(第1条関係)
  - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係)
  - (3) 基金に属する現金の保管等について定めることとした。(第3条関係)
  - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第4条関係)
  - (5) 基金の運用について定めることとした。(第5条関係)
  - (6) 基金の処分について定めることとした。(第6条関係)
  - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(6)及び4は、平成30年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。
- 4 基金の処分の特例について定めることとした。(附則第3項関係)

◇熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を「100,000分の44」から「0」に改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 電気事業法の一部改正による事業類型の見直しを踏まえ、熊本県公営企業で設置する電気事業について規定の整備を行うこととした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇熊本県消費生活センター条例

- 1 熊本県消費生活センター(以下「センター」という。)に係る公示事項について定めることとした。(第2条関係)
- 2 センターにセンター長及び必要な職員を置くことについて定めることとした。(第3条関係)
- 3 センターに消費生活相談員資格試験に合格した消費生活相談員を置くことについて定めることとした。(第4条関係)
- 4 センターの消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修の機会を確保することについて定めることとした。(第5条関係)
- 5 センターがその事務の実施により得た情報の安全管理について定めることとした。(第6条関係)
- 6 知事への委任について定めることとした。(第7条関係)
- 7 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県緊急雇用創出基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、この基金の一部を処分することができることとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 普通課程の普通職業訓練の対象者に義務教育学校を卒業した者を追加することとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇熊本県宅地建物取引業審議会設置条例を廃止する条例

- 1 熊本県宅地建物取引業審議会設置条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇熊本県建築審査会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県建築審査会の委員の任期について定めることとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県警察の職員の定数及び警察官の階級ごとの定数を改めることとした。(第

2 条関係)

2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

- 1 次の 3 条例について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
  - (1) 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（第 4 条―第 8 条、第 10 条―第 10 条の 5、第 13 条、別表第 1 関係）【第 1 条】
  - (2) 熊本県迷惑行為等防止条例（第 8 条関係）【第 2 条】
  - (3) 熊本県景観条例（第 2 条関係）【第 3 条】
- 2 この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行することとした。

◇ 熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、暴力団排除特別強化地域における特定接客業に特定遊興飲食店営業を加えることとした。（第 2 3 条関係）
- 2 学校教育法の一部改正に伴い、暴力団員の不当な行為による被害を受けないよう学校に義務教育学校（後期課程に限る。）を加えることとした。（第 2 2 条関係）
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正を踏まえ、用心棒の役務の範囲を見直すこととした。（第 2 3 条関係）
- 4 その他規定の整理を行うこととした。（第 2 3 条、第 2 4 条関係）
- 5 この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行することとした。ただし、2 及び 3 は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。  
平成 28 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 2 号

熊本県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

- 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 の規定に基づき、職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除き、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条の 3 の規定により法第 4 条第 1 項に規定する職員とみなされる警察法第 56 条の 2 第 1 項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）を含む。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。（再就職者による依頼等の規制）
- 第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（職員であった者であって離職後に営利企業等（同条第 1 項に規定する営利企業等をいう。）の地位に就いている者（同条第 3 項に規定する退職手当通算予定職員（次条において「退職手当通算予定職員」という。）であった者であって引き続き法第 38 条の 2 第 2 項に規定する退職手当通算法人（次条において「退職手当通算法人」という。）の地位に就いている者（特定地方警務官であった者にあつては、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 2 第 4 項に規定する退職手当通算予定職員であった者であつて引き続き同条第 3 項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者）及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）を除く。）をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役員職員（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する役員職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、法第 38 条の 2 第 1 項に規定する契約等事務であつて離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。（任命権者への届出）
- 第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いて

いる職員（特定地方警務官を除く。以下同じ。）であつた者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いていない者及び退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となつたり、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定めるところによる届出を受けた事項を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

2 前項の規定による届出を受けた任命権者は、毎年度、当該届出を受けた事項を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

附 則  
この条例は、平成28年4月1日から施行し、第3条第1項の規定は、同日以後に離職した職員について適用する。

熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第3号**

熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県職員の分限に関する条例（昭和26年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改め、「処せられ、その」の次に「刑の全部の」を加え、同条第2項中「刑の」の次に「全部の」を加える。

附 則  
この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第4号**

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例  
（熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(1) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）第1条

(2) 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）第1条

(3) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）第1条

(4) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第1条

（熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号を同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成28年度以後の年度における人事行政の運営の状況に関し行う報告から適用する。

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第5号**

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例  
熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。



第 6 条の 3 第 1 項第 1 号中「50,000 円」を「65,000 円」に改め、同項第 2 号中「45,850 円」を「59,550 円」に改め、同項第 3 号中「41,700 円」を「54,150 円」に改め、同項第 4 号中「33,350 円」を「43,350 円」に改め、同項第 5 号中「25,000 円」を「32,500 円」に改め、同項第 6 号中「20,850 円」を「27,100 円」に改め、同項第 7 号中「16,700 円」を「21,700 円」に改め、同条第 5 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「自己都合退職者」の次に「(第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 7 条第 5 項第 2 号中「第 5 条第 5 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

附則第 2 条第 8 項中「附則第 2 条第 1 項」を「附則第 2 条」に改める。

附則第 3 条第 4 項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条」に、「附則第 2 条第 5 項」を「附則第 1 条」に改める。

附則第 3 条第 6 項中「第 6 条第 3 項」を「第 5 条の 10 第 2 項」に改める。

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 5 項並びに附則第 2 条第 8 項、第 3 条第 4 項及び第 3 条第 6 項の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 28 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 6 号**

- 熊本県手数料条例等の一部を改正する条例  
(熊本県手数料条例の一部改正)
- 第 1 条 熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。
- 第 2 条 熊本県手数料条例(平成 10 号)の 4 の次に次の 10 号を加える。
- (60)の 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 22 の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可申請に對する審査に掲げる区分に応じた額
  - (60)の 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 5 条第 4 項の規定に基づく許可証の再交付
  - (60)の 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づく許可証の書換え
  - (60)の 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に對する審査
  - 特定遊興飲食店営業の相続承認申請手数料 8,600 円(当該申請を行う者が熊本県において同時に他の同法第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800 円)
  - (60)の 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条第 2 項の規定に基づく特定遊興飲食店業者たる法人の合併に係る承認の申請に對する審査
  - 特定遊興飲食店営業の合併承認申請手数料 11,000 円(当該申請を行う者が熊本県において同時に他の同法第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300 円)
  - (60)の 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条第 3 項の規定に基づく特定遊興飲食店業者たる法人の分割に係る承認の申請に對する審査
  - 特定遊興飲食店営業の分割承認申請手数料 11,000 円(当該申請を行う者が熊本県において同時に他の同法第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300 円)
  - (60)の 11 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に對する審査
  - 特定遊興飲食店営業変更承認申請手数料 9,900 円
  - (60)の 12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく特例特定遊興飲食店業者の認定の申請に對する審査
  - 特例特定遊興飲食店業者認定申請手数料 13,000 円(当該申請を行う者が熊本県において同時に他の同法第 31 条の 23 において準用する同法第 10 条

- の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付
- (60)の13 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付申請手数料 1,100円
- (60)の14 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第24条第6項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習
- 第2条第1項第239号中「第32条の4第1項第5号ロ」を「第32条の4第1項第6号ロ」に改め、同項第258号の4の次に次の3号を加える。
- (258)の5 農産物検査法施行令(平成7年政令第357号)第5条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定に基づく農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の申請に対する審査
- 農産物検査登録検査機関登録申請手数料 150,000円
- (258)の6 農産物検査法施行令第5条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定に基づく農産物検査法第18条第3項において準用する同法第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査
- 農産物検査登録検査機関登録更新申請手数料 10,100円
- (258)の7 農産物検査法施行令第5条第1項(第6号に係る部分に限る。)の規定に基づく農産物検査法第19条第1項の変更登録の申請に対する審査
- 農産物検査登録検査機関変更登録申請手数料 次のア又はイに掲げる変更登録の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア 農産物検査法第17条第4項第4号の登録の区分の増加に係る変更登録 150,000円
- イ 農産物検査法第17条第4項第3号の農産物の種類又は同項第5号の区域の増加に係る変更登録 30,000円
- 第2条第1項第514号中「第6条第1項第5号ロ」を「第6条第1項第6号ロ」に改め、同項第598号の2の2を同項第598号の2の2とし、同項第598号の2中「(昭和62年法律第30号)」を削り、同号を同項第598号の2の2とし、同項第598号の次に次の1号を加える。
- (598)の2 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づく<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務の登録の申請に対する審査
- 喀痰吸引等業務登録申請手数料 2,400円
- 第2条第1項第623号の4中「サービス付き高齢者向け住宅の戸数」を「次のアからサまでに掲げるサービス付き高齢者向け住宅」に、「次に掲げる」を「それぞれアからサまでに定める」に改め、同号ア及びイを次のように改める。
- ア 戸数が10戸以下のもの 28,000円
- イ 戸数が11戸以上20戸以下のもの 32,000円
- 第2条第1項第623号の4に次のように加える。
- ウ 戸数が21戸以上30戸以下のもの 37,000円
- エ 戸数が31戸以上40戸以下のもの 41,000円
- オ 戸数が41戸以上50戸以下のもの 46,000円
- カ 戸数が51戸以上60戸以下のもの 51,000円
- キ 戸数が61戸以上70戸以下のもの 54,000円
- ク 戸数が71戸以上80戸以下のもの 60,000円
- ケ 戸数が81戸以上90戸以下のもの 63,000円
- コ 戸数が91戸以上100戸以下のもの 67,000円
- サ 戸数が101戸以上のもの 73,000円
- 第2条第1項中第625号の3を第625号の11とし、第625号の2の次に次の8号を加える。
- (625)の3 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合、同法第66条第1項において準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。第6条の2において同じ。)の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付
- 行政不服審査法審査請求関係書類等交付手数料 別表第26の11に掲げる区分に応じた額
- (625)の4 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付
- 行政不服審査会書面等交付手数料 別表第26の11に掲げる区分に応じた額
- (625)の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 別表第26の12に掲げる区分に応じた額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合する

- かどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、同項の規定による確認の申請書が建築主を事しに提出されたものと見なして第 1 7 7 号及び第 1 7 8 号の規定を適用して算定した手数料の額を、別表第 2 6 の 1 2 に掲げる区分に応じた額に加算した額)
- (625)の 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 別表第 2 6 の 1 3 に掲げる区分に応じた額 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 1 条第 2 項において準用する同法第 3 0 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けよう申し出る場合にあつては、同項の規定による確認の申請書が建築主を事しに提出されたものと見なして第 1 7 7 号及び第 1 7 8 号の規定を適用して算定した手数料の額を、別表第 2 6 の 1 3 に掲げる区分に応じた額に加算した額)
- (625)の 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 別表第 2 6 の 1 4 に掲げる区分に応じた額
- (625)の 8 熊本県情報公開条例 (平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号) 第 2 6 条第 1 項の規定に基づく意見書又は資料の写しの交付 情報公開審査会資料等交付手数料 別表第 2 6 の 1 1 に掲げる区分に応じた額
- (625)の 9 熊本県個人情報保護条例 (平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号) 第 3 9 条第 1 項の規定に基づく意見書又は資料の写しの交付 個人情報保護審査会資料等交付手数料 別表第 2 6 の 1 1 に掲げる区分に応じた額
- (625)の 10 熊本県行政文書等の管理に関する条例 (平成 2 3 年熊本県条例第 1 1 号) 第 2 6 条第 1 項の規定に基づく意見書又は資料の写しの交付 行政文書等管理委員会資料等交付手数料 別表第 2 6 の 1 1 に掲げる区分に応じた額
- 第 2 条第 1 項第 6 5 1 号ウ中「1 頭 (羽) 1 菌種」を「1 検体 1 菌種」に改め、同号セ中「1 頭 (羽) 1 回」を「1 検体 1 回」に改める。
- 第 3 条の表中「、第 4 8 3 号及び第 6 4 7 号」を「及び第 4 8 3 号」に改める。
- 第 6 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(手数料の減免等)」を付し、同条第 6 条の 2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、行政不服審査法第 3 8 条第 1 項の規定、同法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 8 条第 1 項の規定又は熊本県情報公開条例第 2 6 条第 1 項、熊本県個人情報保護条例第 3 9 条第 1 項若しくは熊本県行政文書等の管理に関する条例第 2 6 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人 (同法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。) が経済的困難により手数料 (第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 3、第 6 2 5 号の 4 又は第 6 2 5 号の 8 から第 6 2 5 号の 1 0 までの掲げる手数料に限る。) を納付する資力がないと認めるときは、これらの規定による交付の求め 1 件につき 2, 0 0 0 円を限度として、当該各号に定める手数料を減額し、又は免除する。この第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合、同法第 6 6 条第 1 項において準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。) に規定する審理員 第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 3 に掲げる手数料
- (1) 熊本県行政不服審査会条例 (平成 2 7 年熊本県条例第 6 0 号) 第 1 条の熊本県行政不服審査会 第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 4 に掲げる手数料
- (3) 熊本県情報公開条例第 2 2 条第 1 項の熊本県情報公開審査会 第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 8 に掲げる手数料
- (4) 熊本県個人情報保護条例第 3 6 条第 1 項の熊本県個人情報保護審査会 第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 9 に掲げる手数料
- (5) 熊本県行政文書等の管理に関する条例第 3 4 条第 1 項の熊本県行政文書等管理委員会 第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 1 0 に掲げる手数料
- 別表第 2 の 1 の項中「第 7 条」を「第 8 条」に、「、次表及び別表第 4」を「から別表第 5 まで」に、「ない場合」を「ないとき。」に改め、同表の 2 の項中「第 7 条」を「第 8 条」に、「未認定遊技機がある場合」を「未認定遊技機があるとき。」に改め、同表の 3 の項中「第 7 条」を「第 8 条」に改める。
- 別表第 5 から別表第 7 までを次のように改める。
- 別表第 5 (第 2 条第 1 項第 6 0 号の 5 関係)

区分		金額
1	3 月以内の期間を限って営む特定遊興飲食店営業の	(1) 法第 3 1 条の 2 3 において準用する法第 4 条第 3 項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする者が熊本県において同時に他の法第 3 1 条の 2 2 の規定に基づく許可の申請を行う場合にあつては、

許可に係る審査	する場合	12,800円)
	(2) その他の場合	14,000円(当該申請を行う者が熊本県において同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合にあっては、6,000円)
2 その他の特定遊興飲食店営業の許可に係る審査	(1) 法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合	30,800円(当該申請を行う者が熊本県において同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合にあっては、22,800円)
	(2) その他の場合	24,000円(当該申請を行う者が熊本県において同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合にあっては、16,000円)

別表第6及び別表第7 削除  
 別表第26備考以外の部分を次のように改める。  
 別表第26(第2条第1項第624号の4関係)

区分		金額		
新築の場合	登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合	一戸建ての住宅	14,000円	
		共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	総住戸数(1棟当たりの住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。)が1戸から5戸までのもの	25,000円を申請住戸数(同時に申請された住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。)で除して得た額
			総住戸数が6戸から10戸までのもの	41,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が11戸から25戸までのもの	69,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が26戸から50戸までのもの	110,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が51戸から100戸までのもの	168,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が101戸から200戸までのもの	286,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が201戸から300戸までのもの	362,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が301戸以上のもの	412,000円を申請住戸数で除して得た額
		設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	16,000円
共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	61,000円を申請住戸数で除して得た額		
	総住戸数が6戸から10戸までのもの	98,000円を申請住戸数で除して得た額		
	総住戸数が11戸から25戸までのもの	184,000円を申請住戸数で除して得た額		
	総住戸数が26戸から50戸までのもの	316,000円を申請住戸数で除して得た額		
	総住戸数が51戸から100戸までのもの	486,000円を申請住戸数で除して得た額		
	総住戸数が101戸から200戸までのもの	884,000円を申請住戸数で除して得た額		
	総住戸数が201戸から300戸までのもの	1,206,000円を申請住戸数で除して得た額		

			総住戸数が 301 戸以上のもの	1,458,000 円を申請住戸数で除して得た額
登録住宅性能評価機関の発行する適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅 共同住宅等	一戸建ての住宅		46,000 円
		総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの		123,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの		198,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの		394,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの		707,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの		1,215,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの		2,248,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの		3,214,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 301 戸以上のもの		3,941,000 円を申請住戸数で除して得た額
増築又は改築の場合	登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合	一戸建ての住宅		20,000 円
		総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの		38,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの		62,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの		103,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの		166,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの		253,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの		431,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの		546,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 301 戸以上のもの		619,000 円を申請住戸数で除して得た額
登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されない場合	一戸建ての住宅 共同住宅等	一戸建ての住宅		70,000 円
		総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの		186,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの		297,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの		592,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの		1,061,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの		1,824,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの		3,375,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの		4,825,000 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 301 戸以上のもの		5,916,000 円を申請住戸数で除して得た額

別表第 2 6 の 4 備考以外の部分を次のように改める。  
 別表第 2 6 の 4 (第 2 条第 1 項第 6 2 4 号の 5 関係)

		もの	請住戸数で除して得た額	
		区分	金額	
新築の場合	登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合	一戸建ての住宅	7, 000 円	
		共同住宅等	総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの	12, 500 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの	20, 500 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの	34, 500 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの	55, 000 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの	84, 000 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの	143, 000 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの	181, 000 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 301 戸以上のもの	206, 000 円を申請住戸数で除して得た額
		設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	8, 000 円
共同住宅等	総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの		30, 500 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの		49, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの		92, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの		158, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの		243, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの		442, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの		603, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 301 戸以上のもの		729, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
登録住宅性能評価機関の発行する適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅	23, 000 円		
	共同住宅等	総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの	61, 500 円を申請住戸数で除して得た額	
		総住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの	99, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
		総住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの	197, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
		総住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの	353, 500 円を申請住戸数で除して得た額	
		総住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの	607, 500 円を申請住戸数で除して得た額	
		総住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの	1, 124, 000 円を申請住戸数で除して得た額	
		総住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの	1, 607, 000 円を申請住戸数で除して得た額	

			00 戸までのもの	請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 301 戸以上のもの	1,970,500 円を申請住戸数で除して得た額
増築又は改築の場合	登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合	一戸建ての住宅		10,000 円
		共同住宅等	総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの	19,000 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの	31,000 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの	51,500 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの	83,000 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの	126,500 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの	215,500 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの	273,000 円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が 301 戸以上のもの	309,500 円を申請住戸数で除して得た額
		登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されない場合	一戸建ての住宅	
共同住宅等	総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの		93,000 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 6 戸から 10 戸までのもの		148,500 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 11 戸から 25 戸までのもの		296,000 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 26 戸から 50 戸までのもの		530,500 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 51 戸から 100 戸までのもの		912,000 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 101 戸から 200 戸までのもの		1,687,500 円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が 201 戸から 300 戸までのもの		2,412,500 円を申請住戸数で除して得た額	
総住戸数が 301 戸以上のもの	2,958,000 円を申請住戸数で除して得た額			

別表第 26 の 10 の次に次の 4 表を加える。  
 別表第 26 の 11 (第 2 条第 1 項第 625 号の 3、第 625 号の 4、第 625 号の 8、第 625 号の 9 及び第 625 号の 10 関係)

区分		金額
文書又は 図画	複写機により用紙に複写したもの(白黒)	用紙 1 枚につき 10 円
	複写機により用紙に複写したもの(カラー)	用紙 1 枚につき 30 円
電磁的記 録	用紙へ出力したもの(白黒)	用紙 1 枚につき 10 円
	用紙へ出力したもの(カラー)	用紙 1 枚につき 30 円

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番又は A 列 3 番とする。

別表第 26 の 12 (第 2 条第 1 項第 625 号の 5 関係)

区分		金額	
住宅部 分(建)	適合証 又は設	一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸	1 戸につき 5,000 円
		共同住   面積が 300 平方メートル未	10,000 円

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。)	計住宅性能評価書が添付された場合	宅等の全体	満のもの		
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円	
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円	
			面積が5,000平方メートル以上のもの	78,000円	
	適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円	
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円	
		共同住宅等の全体	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円	
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,000円	
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	174,000円	
			面積が5,000平方メートル以上のもの	249,000円	
非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）		適合証が添付された場合		面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			78,000円	
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			123,000円	
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			155,000円	
	面積が25,000平方メートル以上のもの			194,000円	
	適合証が添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円	
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円	
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円	
		面積が10,000平方メートル以上のもの	328,000円		



			トル以上 25,000 平方メートル未満のもの	
			面積が 25,000 平方メートル以上のもの	385,000 円
	標準入力法又は主要室入力法により評価されているもの		面積が 300 平方メートル未満のもの	201,000 円
			面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	325,000 円
			面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	464,000 円
			面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	572,000 円
			面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	676,000 円
			面積が 25,000 平方メートル以上のもの	771,000 円

備考

- 1 適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（同法第 2 条第 3 項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であって、知事が指定するものに適合していることを証するものに限る。）をいう。
- 3 モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 号ロ並びに第 8 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 4 標準入力法又は主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 号イ並びに第 8 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 5 申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 5 の別表第 2 6 の 1 2 に掲げる区分に応じた額とする。

別表第 2 6 の 1 3（第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 6 関係）

		区分		金額	
住宅部分	適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸	1 戸につき	2,500 円	
			共同住宅等の全体	面積が 300 平方メートル未満のもの	5,000 円
				面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	10,000 円
				面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	22,000 円
				面積が 5,000 平方メートル以上のもの	39,000 円
	適合証及び設計住宅性能評価書のいずれ	一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸	1 戸当たりの面積が 200 平方メートル未満のもの	1 戸につき 15,000 円	
			1 戸当たりの面積が 200 平方メートル以上のもの	1 戸につき 17,000 円	

	も添付されな 場合	共同住 宅等の 全体	面積が 3 0 0 平方メートル未 満のもの	3 0, 5 0 0 円
			面積が 3 0 0 平方メートル以 上 2, 0 0 0 平方メートル未 満のもの	5 1, 0 0 0 円
			面積が 2, 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0 平方メー トル未満のもの	8 7, 0 0 0 円
			面積が 5, 0 0 0 平方メー トル以上のもの	1 2 4, 5 0 0 円
	非住宅 部分	適合証が添付さ れた場合	面積が 3 0 0 平方メートル未 満のもの	5, 0 0 0 円
			面積が 3 0 0 平方メートル以 上 2, 0 0 0 平方メートル未 満のもの	1 3, 0 0 0 円
			面積が 2, 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0 平方メー トル未満のもの	3 9, 0 0 0 円
			面積が 5, 0 0 0 平方メー トル以上 1 0, 0 0 0 平方メー トル未満のもの	6 1, 5 0 0 円
			面積が 1 0, 0 0 0 平方メー トル以上 2 5, 0 0 0 平方メ ートル未満のもの	7 7, 5 0 0 円
			面積が 2 5, 0 0 0 平方メー トル以上のもの	9 7, 0 0 0 円
			適合証が添付さ れない場合	モデル建物 法により評 価されてい るもの
	面積が 3 0 0 平方メートル以 上 2, 0 0 0 平方メートル未 満のもの	6 4, 5 0 0 円		
	面積が 2, 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0 平方メー トル未満のもの	1 0 4, 5 0 0 円		
	面積が 5, 0 0 0 平方メー トル以上 1 0, 0 0 0 平方メー トル未満のもの	1 3 6, 5 0 0 円		
	面積が 1 0, 0 0 0 平方メー トル以上 2 5, 0 0 0 平方メ ートル未満のもの	1 6 4, 0 0 0 円		
	面積が 2 5, 0 0 0 平方メー トル以上のもの	1 9 2, 5 0 0 円		
標準入力法 又は主要室 入力法によ り評価され ているもの	面積が 3 0 0 平方メートル未 満のもの	1 0 0, 5 0 0 円		
	面積が 3 0 0 平方メートル以 上 2, 0 0 0 平方メートル未 満のもの	1 6 2, 5 0 0 円		
	面積が 2, 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0 平方メー トル未満のもの	2 3 2, 0 0 0 円		
		面積が 5, 0 0 0 平方メー トル以上 1 0, 0 0 0 平方メー		2 8 6, 0 0 0 円

		トル未満のもの	
		面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	338,000 円
		面積が 25,000 平方メートル以上のもの	385,500 円

備考

- 1 適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（同法第 2 条第 3 項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であつて、知事が指定するものに適合していることを証するもの）をいう。
- 3 モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 号ロ並びに第 8 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 4 標準入力法又は主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 号イ並びに第 8 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 5 申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 6 の別表第 2 6 の 1 3 に掲げる区分に応じた額とする。

別表第 2 6 の 1 4（第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 7 関係）

区分			金額		
住宅部分	適合証、認定通知書又は建設住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	5,000 円		
		共同住宅等	面積が 300 平方メートル未満のもの	10,000 円	
			面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	20,000 円	
			面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	44,000 円	
			面積が 5,000 平方メートル以上のもの	78,000 円	
	適合証、認定通知書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	性能基準により評価されたもの	一戸建ての住宅	面積が 200 平方メートル未満のもの	31,000 円
				面積が 200 平方メートル以上のもの	34,000 円
		共同住宅等		面積が 300 平方メートル未満のもの	61,000 円
				面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	102,000 円
				面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	174,000 円
				面積が 5,000 平方メートル以上のもの	249,000 円
		仕様基準に	一戸建ての住宅	面積が 200 平方メートル未満のもの	16,000 円
				面積が 200 平方メートル以上のもの	17,000 円
			共同住	面積が 300 平方メートル未	29,000 円

		より評価されているもの	宅等	満のもの			
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円		
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000円		
				面積が5,000平方メートル以上のもの	138,000円		
非住宅部分	適合証又は認定通知書が添付された場合			面積が300平方メートル未満のもの	10,000円		
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円		
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円		
				面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円		
				面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円		
				面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円		
	適合証及び認定通知書のいずれも添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの			面積が300平方メートル未満のもの	77,000円	
					面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円	
					面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	
					面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円	
					面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	
					面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円	
		標準入力法又は主要室入力法により評価されているもの				面積が300平方メートル未満のもの	201,000円
						面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円
						面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円
						面積が5,000平方メートル	572,000円



(経過措置)

3 この条例の施行の際現にされている第1条の規定による改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(附則第6項において「2号施行日」という。)から附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日(附則第6項において「3号施行日」という。)の前日までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)附則第2条第1項の規定により行われ、同法第2条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第32条の22の規定に基づき特定遊興飲食店営業の許可料申請に対する審査に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項(第60号の5に係る部分に限る。)及び別表第5の規定の例により徴収するものとする。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

5 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第57号の4の次に次の10号を加える。

- 57の5 特定遊興飲食店営業許可申請手数料
- 57の6 特定遊興飲食店営業許可証再交付申請手数料
- 57の7 特定遊興飲食店営業許可証書換え申請手数料
- 57の8 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
- 57の9 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料
- 57の10 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料
- 57の11 特定遊興飲食店営業変更承認申請手数料
- 57の12 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料
- 57の13 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付申請手数料
- 57の14 特定遊興飲食店営業営業所管理者講習受講手数料

別表第1手数料の項第240号の4の次に次の3号を加える。

- 240の5 農産物検査登録検査機関登録申請手数料
- 240の6 農産物検査登録検査機関登録更新申請手数料
- 240の7 農産物検査登録検査機関変更登録申請手数料

別表第1手数料の項中第542号の2の2を第542号の2の2の2とし、第542号の2を第542号の2の2とし、第542号の次に次の1号を加える。

別表第1手数料の項中第564号の39を第564号の47とし、第564号の38の次に次の8号を加える。

- 564の39 行政不服審査法審査請求関係書類等交付手数料
- 564の40 行政不服審査会書面等交付手数料
- 564の41 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
- 564の42 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
- 564の43 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料
- 564の44 情報公開審査会資料等交付手数料
- 564の45 個人情報保護審査会資料等交付手数料
- 564の46 行政文書等管理委員会資料等交付手数料

(熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

6 2号施行日から3号施行日の前日までの間、附則第4項の規定により同項に規定する手数料を徴収する場合には、前項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1(手数料の項第57号の5に限る。)の規定の例により、当該手数料を徴収するものとする。

(熊本県情報公開条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「作成及び」を削る。

- (1) 熊本県情報公開条例第26条第4項
- (2) 熊本県個人情報保護条例第39条第4項
- (3) 熊本県行政文書等の管理に関する条例第26条第4項

熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例

熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)の一部を次のように改正する。

第22条ノ2ただし書中「但シ刑ノ」の次に「全部ノ」を、「停止セズ」の次に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同

条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ」に改める。  
 第 2 9 条第 1 項ただし「刑ノ一部ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケタルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ」に改め、  
 「停止セズ」の部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケタルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ  
 サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケタルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ  
 之ヲ停止セズ」を加え、同項後段中「其ノ言渡シヲ」を「之等ノ言渡シヲ」に改める。

附 則  
 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 4 9 号）の施行の日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成 2 8 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 8 号**

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例  
 第 1 条 熊本県住民基本台帳法施行条例（平成 1 4 年熊本県条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項を 2 の項とし、4 の項を 3 の項とする。

別表第 2 中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、4 の項から 8 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、9 の項を削り、1 0 の項を 8 の項とし、1 1 の項から 1 6 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、1 7 の項を削り、1 8 の項を 1 5 の項とし、1 9 の項を 1 6 の項とし、同表に次の 2 項を加える。

1 7 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 3 に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書を交付された者に対し、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

1 8 療育手帳（知的障害者の福祉の充実に関する法律（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定されたる者に対する知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

第 2 条 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。  
 別表第 1 中 3 の項を 4 の項とし、2 の項を 3 の項とし、1 の項を 2 の項とし、同表に 1 の項として次の 1 項を加える。

1 国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による同法第 2 条第 1 項第 3 号の地籍調査に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第 2 中 1 8 の項を 2 0 の項とし、6 の項から 1 7 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、5 の項を 6 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）による同法第 6 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 7 条の指示、同法第 8 条第 1 項の命令、同法第 1 2 条の 2 の命令、同法第 2 1 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 1 5 条第 1 項若しくは第 2 項の命令、同法第 2 2 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 2 2 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 3 4 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 3 6 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 3 8 条の指示、同法第 3 9 条第 1 項から第 4 項までの命令、同法第 4 3 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 4 4 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 4 6 条の指示、同法第 4 7 条第 1 項の命令、同法第 5 2 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 5 4 条の 2 の資料の提出の求め、同法第 5 6 条の指示、同法第 5 7 条第 1 項若しくは第 2 項の命令、同法第 5 8 条の 1 2 の指示、同法第 5 8 条の 1 3 第 1 項の命令、同法第 6 0 条第 2 項の調査、同法第 6 6 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 6 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の命令若しくは立入検査、同条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の命令又は同条第 4 項の報告の求めに関する事務であつて規則で定めるもの

別表第 2 中 4 の項を 5 の項とし、3 の項の次に次の 1 項を加える。

4 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号）による同法第 4 条第 2 項の資料の提出の求め、同法第 6 条の命令又は同法第 9 条第 1 項の報告の徴収、命令若しくは立入検査に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第 3 の教育委員会の項の次に次の 1 項を加える。

選挙管理委員会	1 公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）による同法第 8 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 6 条の 4 第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項（漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条においてこれらの
---------	--

	規定を準用する場合を含む。)又は同条第 6 項若しくは第 8 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの 2 公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)による同令第 81 条(漁業法施行令(昭和 25 年政令第 30 号)第 9 条において準用する場合を含む。)の告示に関する事務であって規則で定めるもの
--	--

附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成 28 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 9 号**

熊本県税条例の一部を改正する条例  
 熊本県税条例(昭和 29 年熊本県条例第 28 号)の一部を次のように改正する。  
 附則第 8 条の 2 の 2 を削り、附則第 8 条の 2 の 3 を附則第 8 条の 2 の 2 とする。  
 附則第 14 条及び第 16 条中「平成 28 年 9 月 30 日」を「平成 33 年 9 月 30 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第 14 条及び第 16 条の改正規定 公布の日
  - (2) 附則第 8 条の 2 の 2 を削り、附則第 8 条の 2 の 3 を附則第 8 条の 2 の 2 とする改正規定及び附則第 2 項から第 16 項までの規定 平成 28 年 4 月 1 日
- 2 平成 28 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった前項第 2 号に掲げる規定による改正前の熊本県税条例(以下「旧条例」という。)附則第 8 条の 2 の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ 3 級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 3 次の各号に掲げる期間内に、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)第 64 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第 65 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
  - (1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 481 円
  - (2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 551 円
  - (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 656 円
- 4 平成 28 年 4 月 1 日前に旧条例第 64 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号。以下「地方税法等改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)(以下「旧法」という。)第 74 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第 64 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所において所持している当該紙巻たばこ 3 級品、これら者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持している当該紙巻たばこ 3 級品に限り、これら者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品を同日に県の区域内に営業する所を所在する小売販売業者に売渡ししたものとみなして、これら者の県たばこ税を課する場合における当該紙巻たばこ 3 級品の課税標準は、当該売り渡したものとみなされ、紙巻たばこ 3 級品の当該県たばこ税の税率は、1,000 本につき 70 円とする。
- 5 前項の規定による県たばこ税の課税地は、同項の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地とし、知事は、当該県たばこ税の賦課に関する事務(附則第 10 項に規定する当該県たばこ税額に相当する金額の控除又は還付に関する事務を除く。)を、新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当該課税地を管轄する広域本部長(次項及び附則第 7 項において「広域本部長」という。)に委任する。



- 6 附則第 4 項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売業者の営業所ごと  
に、地方税法等改正法附則第 2 条第 4 項に規定する本数及び当該紙巻たばこ 3 級品の  
記載した申告書の標準額となる紙巻たばこ 3 級品の本数により算定した附則第 4 項の規定  
(1) 所課税標準額となる紙巻たばこ 3 級品の本数  
(2) 前号の課税標準額となる紙巻たばこ 3 級品の本数  
(3) その他参考となるべき事項
- 7 附則第 4 項に規定する市町村は、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第 2 条  
第 2 項に規定する市町村に提出し、その提出を併せて申告書として提出する。この場合、  
は、税務署長に提出したものとみなす。申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、当該  
長に提出されたものとみなす。申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、当該  
申告書に記載した同項第 2 号に掲げる金額を納付しなければならない。
- 8 附則第 6 項の規定により、同項から前項までに規定する部分（新条例第 6 4 条の 3、第  
6 5 条、第 6 6 条の 2 第 1 項から第 4 項まで及び新条例の規定中同表の中欄に掲げる字  
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 6 条の 2 第 5 項	申告納税者	熊本県税条例の一部を改正する条 例(平成 28 年熊本県条例第 9 号。 以下「平成 28 年改正条例」とい う。)附則第 6 項の規定による申 告書を提出した者
	法第 7 4 条の 1 2 第 2 項	地方税法等改正法附則第 1 2 条第 7 項の規定により読み替えて適用 する法第 7 4 条の 1 2 第 2 項
	省令第 1 6 号様式又は第 1 6 号の 3 様式	地方税法等改正法附則第 1 2 条第 4 項に規定する様式
第 6 6 条の 3	前条第 1 項から第 3 項ま で	平成 28 年改正条例附則第 6 項
	これらの項に規定する申 告書の提出期限	平成 28 年 5 月 2 日

- 1 0 卸売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、  
営業所を、販売業者が、販売業者が、販売業者が、販売業者が、  
規定する小売業者が、販売業者が、販売業者が、販売業者が、  
当該小売業者が、販売業者が、販売業者が、販売業者が、  
地方税法等改正法附則第 6 項に規定する部分（新条例第 6 4 条の 3、  
第 6 5 条、第 6 6 条の 2 第 1 項から第 4 項まで及び新条例の規定中同表の中欄に  
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。）を適用する。  
この場合、前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、  
当該申告書に記載した同項第 2 号に掲げる金額を納付しなければならない。
- 1 1 卸売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、  
営業所を、販売業者が、販売業者が、販売業者が、販売業者が、  
規定する小売業者が、販売業者が、販売業者が、販売業者が、  
当該小売業者が、販売業者が、販売業者が、販売業者が、  
地方税法等改正法附則第 6 項に規定する部分（新条例第 6 4 条の 3、  
第 6 5 条、第 6 6 条の 2 第 1 項から第 4 項まで及び新条例の規定中同表の中欄に  
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。）を適用する。  
この場合、前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、  
当該申告書に記載した同項第 2 号に掲げる金額を納付しなければならない。
- 1 2 附則第 5 項から第 1 0 項までの規定は、前項の規定により、同項から前項までに規定する部分（新条例第 6 4 条の 3、  
第 6 5 条、第 6 6 条の 2 第 1 項から第 4 項まで及び新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。）を適用する。  
この場合、前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、当該申告書に記載した同項第 2 号に掲げる金額を納付しなければならない。

について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第5項	附則第10項	附則第12項において準用する附則第10項
附則第6項各号列記以外の部分	附則第4項	附則第11項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第6項第2号	附則第4項	附則第11項
附則第7項	附則第4項	附則第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第9項において準用する同条第2項
附則第8項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第9項の表以外の部分	附則第4項	附則第11項
	同項	同項及び附則第5項
附則第9項の表第66条の2第5項の項	附則第12条第4項	附則第12条第10項において準用する同条第4項
附則第9項の表第66条の3の項	附則第6項	附則第12項において準用する平成28年改正条例附則第6項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第10項	附則第4項	附則第11項

1 3 平成30年4月1日前に新条例第64条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等である場合には、その区域内に所在する貯蔵場所において所持している当該紙巻たばこ3級品、これらの者が小売販売業者である場合にはその区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持している当該紙巻たばこ3級品に限り、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日にその区域内に営業、所するこれらの者が小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

1 4 附則第5項から第10項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第5項	附則第10項	附則第14項において準用する附則第10項
附則第6項各号列記以外の部分	附則第4項	附則第13項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第6項第2号	附則第4項	附則第13項
附則第7項	附則第4項	附則第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第11項において準用する同条第2項
附則第8項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第9項の表以外の部分	附則第4項	附則第13項
	同項	同項及び附則第5項
附則第9項の表第66条の2第5項の項	附則第12条第4項	附則第12条第12項において準用する同条第4項
附則第9項の表第66条の3の項	附則第6項	附則第14項において準用する平成28年改正条例附則第6項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第10項	附則第4項	附則第13項

1 5 平成31年4月1日前に新条例第64条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に



熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例  
 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。  
 第28条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。  
 附 則  
 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第12号

熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例  
 熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。  
 別表中「（年間処理羽数が300,000を超えるもの）に限り、熊本市に所在するものを除く」を「及びこれに附属する施設（熊本市に所在するものを除き、知事が指定するものに限る）」に改める。  
 附 則  
 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第13号

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例  
 （熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）  
 第1条 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。  
 第14条第1項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。  
 （熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）  
 第2条 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第67号）の一部を次のように改正する。  
 第23条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。  
 （熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）  
 第3条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。  
 第15条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第8条第25項」を「第8条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。  
 第24条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。  
 （熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）  
 第4条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。  
 「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準」  
 目次中 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第115条・第116条）  
 第2款 人員に関する基準（第117条・第118条）  
 第3款 設備に関する基準（第119条・第120条）  
 第4款 運営に関する基準（第121条—第132条）  
 する基準  
 を「第5節 削除」に改める。

第85条第5号中「（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）」を削る。  
 第100条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。第5項及び第6項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条







又れ支通定を事  
 スさ支通定を事  
 ビな通れ、るコ  
 一み定さてい一  
 サと指ないてサ  
 い支るみおし機  
 通支すにおし機  
 れ達用ス合満る  
 さ童一た準さ立  
 な児おいとし基  
 と該おいとるみ  
 訓準条等あ定め  
 練基1後で規練  
 )訓8課数に訓  
 活よ第放計条能  
 (生)例当合1機  
 定)定該の7(機  
 練規準の1(機  
 2)の基の1(機  
 自の支よ害又自  
 立2)援り児は立  
 訓の基の第訓を  
 練規準の1(機  
 )訓8課数に訓

定て小供ビ所  
 はさ指をサ事  
 業が対該通練  
 事(生)生訓  
 業(生)生訓  
 業(生)生訓  
 業(生)生訓  
 業(生)生訓  
 業(生)生訓  
 業(生)生訓  
 業(生)生訓  
 業(生)生訓

宅れなみおは  
 小に規第6定規  
 規に規第2定規  
 模に模第3定規  
 多に多第4定規  
 機能に機能第5  
 型居宅介護事  
 介のれなみおは  
 護の通れ、るコ  
 事のさ支通定  
 業のれなみおは  
 所の通れ、るコ  
 等のさ支通定

(1) 指事サ通れさ  
 介通れさな児  
 入のれさな児  
 1)指事サ通れ  
 8)指事サ通れ  
 (2) 指定小規模多  
 模多機能該自  
 該自該自該自  
 1)指定小規模多  
 8)指事サ通れ  
 (3) 指定小規模多  
 模多機能該自  
 該自該自該自

登録定員の人数	人数
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指 定 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 所 等 の 居 間 及 び 食 堂 が 機 能 を 十 分 に 発 揮 し 得 る  
 適 当 な 広 さ を 有 す る こ と 。  
 (4) 型 居 宅 介 護 事 業 所 等 の 従 業 員 の 数 が 、 当 該 指 定 小 規 模 多 機 能  
 数 並 び に 第 9 条 の 規 定 に 準 じ て 該 介 護 事 業 所 等 の 従 業 員 の 数 が 、 当 該 指 定 小 規 模 多 機 能  
 0 条 の 2 の 通 則 の 支 援 基 準 の 規 定 に 準 じ て 該 介 護 事 業 所 等 の 従 業 員 の 数 が 、 当 該 指 定 小 規 模 多 機 能  
 は 通 則 の 支 援 基 準 の 規 定 に 準 じ て 該 介 護 事 業 所 等 の 従 業 員 の 数 が 、 当 該 指 定 小 規 模 多 機 能  
 援 基 準 の 支 援 基 準 の 規 定 に 準 じ て 該 介 護 事 業 所 等 の 従 業 員 の 数 が 、 当 該 指 定 小 規 模 多 機 能  
 地 域 の 支 援 基 準 の 規 定 に 準 じ て 該 介 護 事 業 所 等 の 従 業 員 の 数 が 、 当 該 指 定 小 規 模 多 機 能  
 (5) 受 け 取 る 障 害 者 の 数 が 該 介 護 事 業 所 等 の 従 業 員 の 数 が 当 該 指 定 小 規 模 多 機 能



業所その他關係施設から必要な技術的支援を受けていること。

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。この条例は、平成28年4月1日以後に施行されるものについては、平成28年4月1日の施行期日を以て適用する。

2 熊本県条例第33号（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「養成施設を卒業した日から2年を経過する日」と「免許取得後」とを「養成施設を卒業した日から2年を経過する日」「免許取得後」に改め、同条第2項中「（修学生が当該事業所に従事した後に当該業務に従事する期間）」を削り、同条第2号中「業務従事期間」に改め、「中に」、「又は」及び「ため」の次に「当該」を加える。

第8条中「修学生」を「修学生」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「起算して」の次に「修学資金の」を、「受けた期間（」の次に「第6条第2項の規定により」を加え、「返還債務」を「次条又は第10条の規定により修学資金の返還の債務」に改め、同条第

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第15号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「養成施設を卒業した日から2年を経過する日」と「免許取得後」とを「養成施設を卒業した日から2年を経過する日」「免許取得後」に改め、同条第2項中「（修学生が当該事業所に従事した後に当該業務に従事する期間）」を削り、同条第2号中「業務従事期間」に改め、「中に」、「又は」及び「ため」の次に「当該」を加える。

第8条中「修学生」を「修学生」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「起算して」の次に「修学資金の」を、「受けた期間（」の次に「第6条第2項の規定により」を加え、「返還債務」を「次条又は第10条の規定により修学資金の返還の債務」に改め、同条第

2号中「1年以内」を「2年を経過する日まで」に改め、同条第3号中「免許取得後」を「免許の取得後」に改め、同条第4号中「1年以内」を「2年を経過する日まで」に改め、「従事したが、」の次に「前条の規定による修学資金の」を加え、「当然免除」を「免除」に改め、「前に」及び「又は施設等において」の次に「当該」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号コの改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後に養成施設を卒業した修学生について適用し、同日前に養成施設を卒業した修学生については、なお従前の例による。

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第16号

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例  
熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「国立大学法人熊本大学が設置する熊本大学の医学部」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学」に、「大学医学部」を「大学」に、「において」を「の」に改める。

第7条第1項第1号中「大学医学部」を「大学」に改め、同項第2号中「いい、通算して1年を超える場合においては1年を超える部分を除く」を「いう」に改め、同条第2項中「期間は」を「場合における前項第1号及び次条の規定の適用については、当該被貸与者は、当該後期研修に従事した期間中」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該期間が通算して1年を超える場合は、その超える期間は、前項第1号に規定する指定病院等医師業務への従事期間には算入しないものとする。

第7条第3項中「ときは、その従事できなかった期間」を「場合における第1項第1号及び次条の規定の適用については、当該被貸与者は、その従事できなかった期間中」に改め、同項第1号中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第8条及び第9条中「大学医学部」を「大学」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に指定病院等医師業務に従事した被貸与者について適用する。

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第17号

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第30条の4第2項第9号及び第10号」を「第30条の4第2項第12号及び第13号」に改め、同項第1号イ中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同号エ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（同項第1号イに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例  
（設置）

第1条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項の規定に基づき、熊本県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)  
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)  
第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)  
第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)  
第6条 知事は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合又は同条第2項に規定する不足額に相当する額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)  
第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)  
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)  
2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項においてその例によることとされる同法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」とする。

(基金の処分の特例)  
3 知事は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第6条の規定にかかわらず、法附則第25条に規定する資金の交付に要する経費に充てる場合は、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。

---

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例  
熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の44」を「0」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第20号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号ア中「発生電力を卸供給する」を「電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する発電事業を営む」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

熊本県消費生活センター条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第21号

熊本県消費生活センター条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、法第10条第1項の規定により設置する熊本県消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関

する事項について定めるものとする。

(公示)

第2条 知事は、センターに係る次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の当該事項を公示しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 法第8条第1項第2号イ及びロに掲げる事務を行う日及び時間

(センター長及び職員)

第3条 センターにセンター長及び必要な職員を置く。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第4条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置く。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第5条 センターは、当該センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第6条 センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第22号**

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

熊本県緊急雇用創出基金条例(平成21年熊本県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、平成25年度に限り」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第23号**

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「中学校卒業者」という。)の次に「、同法による義務教育学校を卒業した者(以下「義務教育学校卒業者」という。)」を加え、同項第4号中「中学校卒業者若しくは」を「中学校卒業者、義務教育学校卒業者若しくは」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県宅地建物取引業審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第24号**

熊本県宅地建物取引業審議会設置条例を廃止する条例

熊本県宅地建物取引業審議会設置条例(昭和42年熊本県条例第19号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本県建築審査会条例の一部を改正する条例  
熊本県建築審査会条例（昭和25年熊本県条例第60号）の一部を次のように改正する。  
第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

- （委員の任期）
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第26号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例  
熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第1項中「3,079人」を「3,092人」に、「235人」を「236人」に、「1,793人」を「1,801人」に、「938人」を「942人」に、「3,500人」を「3,513人」に改め、同条第2項中「3,079人」を「3,092人」に改める。

附 則  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第27号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

（熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）  
第1条 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。  
（風俗営業の営業時間の特例等）

- 第4条 法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。
- 2 法第13条第1項第1号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、次の各号に掲げる日とし、同項第1号の当該事情のある地域として条例で定める地域は、当該各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。

- (1) 7月14日から7月16日までの日 県内の全地域
- (2) 8月14日から8月16日までの日 県内の全地域
- (3) 12月20日から翌年の1月8日までの日 県内の全地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、熊本県公安委員会規則で定める日 熊本県公安委員会規則で定める地域及びその他の地域であつて次項各号に掲げる区域に該当する地域

3 接待飲食等営業及びまあじゃん屋につき法第13条第1項第2号の午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 熊本市中央区の区域のうち下通一丁目、下通二丁目、新市街の1番から13番まで、中央街の1番、2番及び4番から12番まで、花畑町の9番から13番まで、手取本町の2番から8番まで並びに安政町の1番から3番まで及び5番から7番までの区域
- (2) 八代市の区域のうち本町一丁目の1番から7番まで、10番から12番まで及び13番（熊本県公安委員会が指定する区域を除く。）並びに袋町の3番及び4番の区域

第4条の2を削る。  
第5条第1項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「日出時から」を「午前6時後」に、「午前0時」を「午前0時前」に、「第4条第1項各号」を「前条第2項各号」に、「)まで」を「まで)」に、「、その」を「は、県内の全地域にお

いてその」に改め、同条第2項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に、「第4条第1項第4号」を「前条第2項第4号」に、「第4条の2各号」を「前条第3項各号」に改める。

第6条第1項の表の備考1中「日出時から日没時まで」を「午前6時後午後6時前」に改め、同表の備考2中「日没時から翌日の午前0時まで」を「午後6時から翌日の午前0時前」に改め、同表の備考3中「日出時」を「午前6時」に改め、「以下同じ。」を削る。

第7条第1項第4号中「と博類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第2項各号列記以外部分中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「同項第8号」を「同項第5号」に改め、同項第1号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改め、同項第2号中「法第2条第1項第7号に掲げる」を削る。

第8条第2項第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第10条中「深夜」の次に「(午前0時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)」を加え、同条の次に「(午前0時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)」を加える。

第10条第2項第3号の営業所の設置が許容される地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

(1) 第4条第3項各号に掲げる区域

(2) 次のアからウまでに掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲50メートルの区域外の地域

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(深夜において入所させるものに限る。)

イ 医療法第1条の5第1項に規定する病院

ウ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所(10人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。)

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第10条の3 特定遊興飲食店営業者は、午前5時から午前6時までの時間においては、県内の全地域においてその営業を営んではならない。

第10条の4 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める特定遊興飲食店営業地域の深夜における営業に係る騒音に係る数値は、第6条第1項の表の左欄に掲げる地域のごとく、それぞれ右欄に定める数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る振動に係る数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第10条の5 特定遊興飲食店営業者は、当該営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業所を店舗型風俗特殊営業の施設として使用し、又は使用させないこと。

(2) 営業所(旅館業法による旅館業の施設として兼業しているものを除く。)で客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

(3) 営業時間内において営業所の出入口、客室等を施錠等により閉鎖し、又は閉鎖させないこと。

(4) 営業所で卑わいな行為、賭博類似行為等著しく射幸心をそそるおそれのある行為その他善良の風俗を害するおそれのある行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。

(5) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。

(6) 客の求めない飲食物を提供しないこと。

(7) 午後6時から午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。

第12条の次に次条を加える。

(風俗環境保全協議会を設置する地域)

第13条 法第38条の4の条例で定める地域は、第4条第3項第1号に掲げる区域とする。

別表第1学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するもの(大学及び幼稚園を除く。))をいう。)の項中「第8号」を「第5号」に改め、同表幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。)の項中「第8号」を「第5号」に改め、同表法律第164号第1項第1号を削り、「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「第8号」を「第5号」に改め、同表病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。ただし、商業地域にあるものを除く。)又は診療所(医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち10人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。ただし、商業地域にあるものを除く。)の項中「第8号」を「第5号」に改め、同表の備考1中「第4条の2各号」を「第4条第3項各号」に改める。

(熊本県迷惑行為等防止条例の一部改正)  
 第2条 熊本県迷惑行為等防止条例(昭和39年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「遊技場をいう」を「営業を行うものに限る」に改める。

(熊本県景観条例の一部改正)  
 第3条 熊本県景観条例(昭和62年熊本県条例第7号)の一部を次のように改正する。  
 第2条第5項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「第8号」を「第5号」に、「うえで」を「上で」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第28号**

熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例

熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。  
 第22条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。  
 第23条第1項中「。次条」を「。次条第1項」に、「第1号」を「同項第1号」に改め、「同条第11項」の次に「に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項」を加え、「同項第3号」を「同項第4号」に改め、同条第3項中「客との」を「客、従業者その他の関係者との」に改め、同条第4項中「その他の者」を「、従業者その他の関係者」に改める。

第24条第1項中「第2号」を「同項第2号」に、「第1号」を「同項第1号」に、「第11項」を「同条第13項」に改め、「除く」の次に「。第7項において同じ」を加え、同条第7項中「第1項に規定する」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定並びに第23条第3項及び第4項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。